

目黒区障害者計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメント実施状況

(1) 実施期間 平成26年12月5日から平成27年1月13日まで

(2) 周知方法

ア めぐろ区報掲載（12月5日号）、目黒区ホームページ掲載（12月5日）

イ 素案閲覧場所 目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・2階障害福祉課、各地区サービス事務所（東部地区を除く）、各住区センター、各区立図書館、各社会教育館、各老人いこいの家、各地域包括支援センター（東部包括を除く）ほか

ウ 説明会 12月17日（水）18時から 目黒区総合庁舎大会議室 〈参加者28名〉
12月20日（土）10時から 目黒区総合庁舎大会議室 〈参加者24名〉

2 意見提出状況

提出者	個人	団体	議会会派	合計
	4	4	2	10

3 意見に対する対応区分ごとの件数 ※1つの意見に対して複数の対応区分がある場合があります。

対応区分	内 容	件 数
1	ご意見の趣旨に沿い、計画改定に反映します。	0件
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	15件
3	計画改定には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	10件
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	9件
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	3件
6	その他	1件
合 計		38件

4 意見の内容と検討結果

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
計画全般、「障害」の表記に関すること					
1	個人	今回福祉に関する3つの計画が改定され、各計画の整合に関する記述があるが、計画期間が異なることと計画期間が短いことが気になる。従来、基本計画10年、実施計画5年、3年目に見直しをすることが例になっていたと思うが、補助計画についても、計画年度の整序が必要である。頻繁な計画変更は区役所内部の事務量軽減にはならず、現業部門にしわ寄せが来るのではないかと考える。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	5	介護保険事業計画、障害者計画に含まれる障害福祉計画は法律や国の指針により、3年の計画期間が定められています。また、保健医療福祉計画は保健・医療・高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援等の施策を中期的な視点で総合的に定めるため、5年計画とし、3年目に見直しを行っています。 福祉に関する3つの計画は、一体的な福祉施策の展開を図り、横断的な検討を進めるため、計画改定及び見直しの時期を合わせるとともに、近年、障害者総合支援法への改正を初めとする様々な制度改正など、福祉施策を取り巻く情勢が短期間で変化していることから、その内容を的確に反映するため、計画期間の規定のない保健医療福祉計画や障害者計画についても3年ごとに改定を行っています。 計画改定にあたっては、日常の業務に支障がないよう、効果的・効率的に進めていくよう努めてまいります。
2	個人	国の法律に基づく計画のためか、特色に乏しい。「目黒区らしさ」をもっと出してほしい。	障害福祉課	2	区内の障害当事者や障害者団体、障害者施設、サービス事業者等で構成する目黒区障害者自立支援協議会に設置された専門部会において、区の課題を分野ごとに議論し、計画改定に対する意見提出を行うなど、検討に当たっては障害福祉に関わる区民が参加しています。区は、提出された意見も踏まえ素案を策定しています。
3	個人	平成25年度の実績を見るとあいアイ館や保健所の実績が多いのは当然だが、保健・福祉以外の施設・施策として目を引くのは、図書館の障害者サービスだけである。	障害福祉課	3	障害者計画に掲げる事業は、障害福祉サービスなどの保健・福祉施策が中心となっていますが、教育や就労、地域活動や芸術・スポーツなど、広く社会活動への参加に対する支援が必要であると認識しています。 関係所管に働きかけ、保健・福祉以外の施策の推進についても計画的に取り組んでまいります。

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
4	個人	計画の中には、「支援センター」「支援協議会」「支援員」という言葉は頻繁に出てくるが、「ご近所」「町内会」「住区住民会議」「交番」「学級担任」「民生児童委員」「病院」「かかりつけ医」という言葉がほとんど出てこない。私たちの日々の生活に身近なこれらの組織や制度を有効活用すべきではないか。	障害福祉課	3	障害の程度や生活環境等により、専門的な支援が必要な方も多くいることから、支援機関等による支援は計画的に取り組むべき事業と考えています。 しかし、ご意見のように日々の生活に身近な組織や制度が有効に活用されることは、障害をもつ人にとって暮らしやすい社会の実現でもあり、積極的に推進していく必要があると認識しています。 民生児童委員協議会「障がい福祉部会」での障害福祉施設見学の実施や、学校教育における学習や生活上の困難を抱えている児童・生徒への支援など、地域の身近な組織等での取り組みも一部では行っていますが、これに限らず、日常生活の様々な場面における障害をもつ人との関わりや支援について、広く関係所管と連携しながら普及・啓発を行い、取り組みが進むよう努めてまいります。
5	個人	今回の計画改定を機に、障害の「害」の字を平仮名に改めてはどうか。	障害福祉課	4	障害者の表記については、平成21年に内閣府に設置された障がい者制度改革推進本部における検討項目の1つでしたが、結論に至らないまま組織が廃止されました。 また、平成22年10月に実施した目黒区障害者計画のためのアンケートにおいて、表記に関する調査を行ったところ、「障害者でよい」と回答した人が42.2%、「障がい者がよい」が11.3%、「障害者がよい」が2.3%という結果でした。このような状況の中、区では、主に法令と同じく「障害者」と表記していますが、この表記に固執することなく、社会情勢の変化や関係団体等の要望も踏まえ、分かりやすい表記に努めたいと考えています。
6	個人	「障害をもつ」という表記を「障がいがある」に変更すべきである。 「害」という言葉は非常にマイナスの意味を持ち本人や家族の精神的な負担であり、差別的概念の基になる。また「もつ」という表現も自分の意志で障がいを持っている訳ではないので「ある」への変更を求める。表現については極めて重要な事であり区が私達に対してどのような意識をもって対応しているかの表れだと思う。	障害福祉課	4	「障害」の表記については、整理番号5のとおり、法律で「障害」と表記していること、平成22年度に実施したアンケートで「障害」の表記がよいと回答した人が「障がい」や「障害」がよいと回答した人を上回っていたことなどから区では「障害」を用いています。 また、「障害をもつ」の表記については、過去に区内の障害者団体等にヒアリングをしたところ、「障害がある」と受身に捉えるのではなく、「自分の個性として生きていこう」という主体的な意味をこめ、「障害をもつ」に決めた経緯があります。 障害者計画では主に「障害をもつ」という表記を用いていますが、この表記に固執することなく、社会情勢の変化や関係団体等の要望も踏まえ、分かりやすい表記に努めたいと考えています。

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
相談支援、権利擁護、各種手当に関すること					
7	団体	障害をもつ人やその家族等が身近な地域で暮らしていくことができるよう「相談支援体制」の充実や、保健・医療・福祉の連携による適切なサービス体制の整備を要望する。	障害福祉課	2	平成27年1月現在、区内には指定特定相談支援事業所7ヶ所、指定障害児相談支援事業所3ヶ所が整備されていますが、サービス利用希望者の計画作成や、身近な生活相談を丁寧に行なうには事業所や相談支援専門員等の数はまだ十分とは言えません。 相談支援事業所に対して計画作成を行う人材確保のための支援を充実するとともに、基幹相談支援センター設置を含め、各相談支援事業所等の相談支援体制のあり方について、引き続き障害者自立支援協議会と意見交換を重ねながら具体的な検討を進めてまいります。
8	個人	認知症や障害をもつ人へ成年後見制度の啓蒙を丁寧に行ってほしい。	健康福祉計画課 障害福祉課	2	成年後見制度について広く区民への普及啓発を進めるとともに、成年後見制度が必要と認められる方が適切に利用できるよう取り組んでまいります。
9	議会	アンケート調査でも明らかなように、精神障害者をはじめ、他の障害でも虐待を受けている実態がある。障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設けているが、ほとんどの区民は知らない。区民への周知徹底をはかること。	障害福祉課	2	区民への周知を図るため、障害者虐待防止センターの連絡先やどのような行為が虐待に当たるかなどを記載したパンフレットの配布を行ってまいります。 さらに、一般区民向けの講演会等の実施など、障害者虐待防止センターや虐待防止に関する普及啓発の充実にも努めてまいります。
10	団体	障害をもつ人やその家族の生活の安定を確保するため、国、都の各種手当、年金の給付、助成制度の周知と普及を充実させる体制の整備を要望する。	障害福祉課	2	各種サービスや制度について、障害特性に応じて、誰にでも分かりやすく周知・啓発できるよう努めてまいります。
サービス、介護人材、介護保険への移行に関すること					
11	団体	既に失語症者のための要約筆記や失語症会話パートナーによる支援を行っている自治体では、早くから行政と医療福祉関係者が取り組み、言語聴覚士を中心に支援を行っている。 目黒区でも先進自治体の取り組みを参考に、計画化、具体化に取り組んでいただきたい。	障害福祉課	4	現在、障害者自立支援協議会に設置された意思疎通支援部会では、失語症会話パートナーに関する学習や、先進自治体の動向の把握を行っています。 先進自治体の取り組みを参考に、目黒区における失語症の方に対する支援について検討してまいります。
12	個人	重度障害児者向け在宅レスパイト事業については、医療的ケアが必要な人だけでなく、医療的ケアが必要ではない虚弱体質の人にも使えるよう幅のある制度としてほしい。	障害福祉課	4	医療的ケアを必要としない方の中でも介護負担が非常に大きい方がいらっしゃることは認識しています。ご意見については今後の検討課題とさせていただきます。

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
13	議会	家族の休養や緊急時に必要な短期入所(ショートステイ)サービスの拡充を行うこと。	障害福祉課	3	区立の短期入所事業を行う施設は3か所あり、稼働率は低い施設で18%程度、高い施設で78%程度となっています。区立施設の他に短期入所事業を実施する民間事業所もあり、ベッド数としては一定程度確保していますが、利用時期が集中して必要な時に使えない状況があることは認識しています。また、医療的ケアを伴う方や重度の行動障害のある方の受け入れ方法や体制についても課題となっています。 介護する家族の休養や緊急時に利用しやすい制度運営に取り組んでまいります。
14	議会	事業番号(62)リフト付きタクシーは、利用率が高く予約が取れない。車の台数を増やすなど、利用できるようにしてほしい。	障害福祉課	4	移動にリフト付きタクシーが必要な障害者や高齢者が増えていることは認識しています。現状を把握し、利用しやすい制度について、今後検討してまいります。
15	議会	障害当事者への緊急介護人派遣事業は時間数を確保し、現状を把握したうえで、当事者が使いやすい事業とすること。	障害福祉課	4	障害者総合支援法に基づくサービス等が充実されたことに伴い、事業内容を整理してまいりましたが、事業実施に必要な時間数は確保していると認識しています。利用方法につきましては今後の障害福祉サービスの制度改正等の状況を踏まえ、検討課題としてまいります。
16	議会	心身障害者センターあいアイ館の機能訓練、中途障害者デイサービス事業などへの利用者増や事業内容の充実のため、区は運営する指定管理者と協力して支援策を講じること。	障害福祉課	4	あいアイ館で実施する機能訓練と中途障害者デイサービスについては、引き続き指定管理者と連携して広報に努めるとともに、専門性の向上を目指し、事業内容の充実に取り組んでまいります。
17	団体	介護職の人材不足について区の対策をしてほしい。介護事業者への補助金増額など、介護職が安定して働けるようにしていただきたい。障害者が地域で暮らし続けるために必要なヘルパー支援が受けられ、質の面でもより良いサービスが受けられるよう、人的にも充実させていくことを計画に盛り込んでほしい。	介護保険課 障害福祉課	4	介護人材は地域包括ケアシステムの構築に不可欠の社会基盤であり、その安定的な確保・育成・定着は重要課題のひとつと認識しています。従事者の人材確保と質の向上のため、安定的に仕事を継続できる働きやすい環境や、キャリアアップや待遇アップなど働く環境を充実することが必要だと考えます。 この問題は区のみならず全国的な課題であるため、特別区長会を通じ、慢性的な介護人材不足を解消するとともに、質の高い人材の確保・育成及び人材の定着に向け、総合的な対策の実施及び財政支援について国に要望しています。

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
18	議会	障害者の高齢化が予想される。現行の制度では介護保険優先の原則により、65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに移行するが、65歳になっても障害福祉サービスの質と量の確保をきちんと行うこと。	障害福祉課	3	障害をもつ人が65歳になると、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスが優先されることが基本ですが、介護保険サービスだけでは不足する場合や介護保険にない障害福祉サービスの利用が必要な場合は、併給ができるように個別に生活実態等を勘案しています。介護保険サービスが障害をもつ人にも利用しやすいものにしていくことが今後の課題となっています。関係所管とも連携しながら、検討を進めてまいります。
19	議会	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行対象となる障害者については、引き続き現状のリハビリやデイサービスが受けられるよう、柔軟に対応すること。	障害福祉課 介護保険課	3	障害をもつ人が65歳になると、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスが優先されることが基本です。ご本人の利用意向を把握し、どのようなサービスが最も適切なのか判断していく必要がありますが、心身障害者センターあいアイ館で実施している機能訓練や中途障害者デイサービスについては、介護保険サービスに同様のサービスがあることから、原則として介護保険に移行されます。介護保険サービスが障害をもつ人にも利用しやすいものにしていくことが今後の課題となっています。関係所管とも連携しながら、検討を進めてまいります。
就労支援に関すること					
20	団体	障害者の就労について。障害者の法定雇用率が、1.8%から2%に引き上げられ、対象の事業所も従業員50人以上に変更された。実際に就労している人も増えて非常にありがたい。しかし、受け入れ側の問題として、障害者の就労の窓口となる企業の担当者が、利益を求める企業方針と障害者の間で悩み辞めてしまうケースが見られる。障害者が就労した後の支援について、このような実情を踏まえ就労支援センターにきちんと対応していただくとともに、区としても国に対する要望を出すなど動いてほしい。	障害福祉課	2	障害者就労について、利益を追求する会社の方針と障害者の支援との間で企業の担当者が板ばさみとなる実態があることは認識しています。上層部を含めて事業所全体で障害特性や障害者雇用に関する理解を深めてもらう必要があることから、企業に対する普及・啓発を含めて、就労支援事業の充実を計画に盛り込み、障害者就労支援センターとともに取り組んでまいります。 また、ハローワークとも定期的に意見交換を行い、障害者雇用の状況について情報共有を図るなど連携を深めてまいります。

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
児童、教育に関すること					
21	団体	児童発達支援センター機能の中で個別療育を行ってほしい。	障害福祉課	5	就学後の児童に対する療育については、児童福祉法が改正され、放課後や長期休業中に生活能力向上のための訓練等を実施する放課後等デイサービスが創設されました。区では、放課後等デイサービスを運営する非営利法人への支援を計画事業として掲げ、就学後の児童の療育体制の整備を図ってまいります。 児童発達支援センターでは、就学後の障害をもつ児童や家族からの相談に基づき適切な療育機関に繋げ、必要な療育が受けられるよう取り組んでまいります。
22	議会	障害を持つ子が、乳幼児期から成人までの成長にかかわって一貫した相談と発達に見合った専門的な支援をする機関が必要である。すすくのびのび園が児童発達支援センターに移行したが18歳未満の相談センターにすぎない。障害を抱えるすべての個別ケースについて、一貫した専門的支援ができるシステムをつくること。	障害福祉課 教育指導課	2	障害をもつ子が能力を伸ばし、成長していくためには、乳幼児期から学齢期、成人期を見通した一貫した支援が重要であり、教育をはじめとする関係所管と連携する必要があると認識しています。他自治体の先進的な取り組みなども参考にしながら、地域の中核的な療育支援施設としての役割を担う児童発達支援センターのあり方や支援機関のネットワーク化などを含め、目黒区における効果的な体制の整備について検討してまいります。
23	議会	特別支援学級の職員体制の充実を行うこと。	教育指導課 学校運営課	6 3	特別支援学級の教員については、東京都の学級編制基準により配置していますが、特別支援学級の状況によっては、区の特別支援学級補助員を配置しており、引き続き体制の充実に向けて努力してまいります。
24	個人	障害福祉の基本的理念の誰もが社会に参加できる仕組みづくりとして「障害を持つ児童が必要な支援を受けながら障害を持たない児童と共に学び成長する機会を推進する」としたことは障害者基本法で障害の定義を医学モデルから社会モデルに変更したことを具現化するためにも有意義であり評価できる。 しかしながら、保育や子育て施策の中ではその取り組みが進んできているが教育の現場では特別支援教育推進の名のもとに障がいがある子ども達が障がいのない子ども達と分けられている。この現実にとどのように責任をもって取り組んでいくのが重要である。	教育指導課	2	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会)の中では、「障害のある子が障害のない子とできるだけ同じ場で共に学ぶ」ことを目指しながらも、「個々の子どもの障害の状態や教育的ニーズ、学校や地域の実情等を十分に考慮することなく、すべての子どもに対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に参加できていなければ、子どもには、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならず、そのことが、将来、その子どもが社会参加することを難しくする可能性がある。財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、『共に育ち、共に学ぶ』体制を求めていくべきである。」としています。 区としても、この考え方と同様に考えており、共に学ぶ場を追求しながらも連続性のある多様な学びの場を充実することが必要と考えます。

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
バリアフリー、ユニバーサルデザインに関すること					
25	団体	障害者、高齢者が利用する診療所や歯科医院のバリアフリー化が遅れている。2、3階にあってもエレベーターもなく、靴を脱いで上がる診療所等でも手すりが付いていない。	建築課	3	東京都福祉のまちづくり条例を初めとする関係法令の規定では、階段の手すりの設置や、一定規模以上の診療所について、エレベーターの設置が義務化されていますが、既存の建築物にまで求められるものではありません。 既存建物への義務化は困難ですが、手すりやエレベーターの設置義務がない建物についても整備が進むよう、さまざまな機会を捉えてバリアフリーに関する普及啓発を行い、障害者、高齢者に配慮した環境整備に努めてまいります。
26	団体	情報保障に関するユニバーサルデザインへの取り組みが必要である。公共交通機関や区の施設においては文字だけでなく、デザイン画(ピクトグラム等)表示の取り組みを行っていただきたい。	障害福祉課 都市計画課	3	ユニバーサルデザインを理念とした東京都福祉のまちづくり条例に基づいて区立施設等の整備を行っています。施設等の誘導表示については、条例に示されたピクトグラム(絵文字)表示を取り入れ、多くの利用者が理解しやすい表示に努めています。 また、公共交通機関についても、東京都福祉のまちづくり条例や目黒区交通バリアフリー推進基本構想に基づき、取り組んでいきます。
27	個人	道路や階段のバリアフリーやユニバーサルデザインだけではなく、制度のバリアフリーやユニバーサルデザインについて考えてはどうか。大多数の区民が利用しやすい施設や施策は障害者にとっても利用しやすく、意義のあるものである。	障害福祉課	2	バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施策の推進は、障害をもつ人の社会参加の促進に欠かせないものと認識しています。ユニバーサルデザインの普及啓発、施設や歩道の整備、心のバリアフリーの推進などハード・ソフト両面のバリアフリーについて計画に盛り込み、推進してまいります。
28	個人	ハード面のバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進し、目黒区のさらなるイメージアップ、高付加価値化につなげてほしい。道路標示、道路付属物、道路と建物の段差、階段の改良、電柱の除去、狭隘道路の解消などはまだまだ十分ではない。公共建築物、商店などは車椅子、盲導犬等の利用を可能とするべきである。民間の建築物は強制力の及ばないところもあるが、消防法の援用、近代化資金融資、条例制定を視野に入れるべきである。	障害福祉課 土木工事課 建築課 産業経済・消費生活課	3	目黒区交通バリアフリー推進基本構想に基づく安全な歩行空間や円滑な移動の確保に取り組むとともに、商店のバリアフリー化を含む改修経費の融資あっせん等を行っています。 消防法の援用や条例制定は困難ですが、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進、車椅子や盲導犬等に対する理解の促進について広く区民や民間事業所等に働きかけ、障害をもつ人が暮らしやすい環境の整備に向けて取り組んでまいります。

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
29	団体	<p>障害をもつ人や高齢者、子どもなど誰もが利用しやすい公共施設や公共交通機関の整備を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームドア、エスカレーター、エレベーターの設置等、鉄道駅のホーム安全対策 道路の歩行環境の安全確保、立会川緑道の桜の根っこ対策 	都市計画課 土木工事課 みどり公園課	2 3	<p>目黒区交通バリアフリー推進基本構想に基づき、だれもが安全で安心して利用できる公共施設や公共交通機関の整備、安全な歩行空間の確保を進めていきます。ホームドアについては、早期整備に向け、区として鉄道事業者を支援していきます。</p> <p>また、立会川緑道は桜が植えられ区民等の憩いの場として親しまれておりますが、桜の生長により、太くなった根の一部が地上部に出て舗装ブロックを持ち上げ散歩の際の歩行の妨げになっているとのご意見をいただくことがあります。日常の点検や維持管理の中で、安全・安心な施設の利用に努めておりますが、お気付きのところがありましたら、個別に対応をしてみたいです。</p>
グループホーム・障害者施設等の整備、区有地等の活用に関すること					
30	団体	<p>身体障害者用グループホームの増設を進める場合、民間企業が土地や施設を見つけるような進め方ばかりだが、区が積極的に後押ししないと実現は難しいのではないかと。</p>	障害福祉課	2	<p>区内のグループホームの整備が進んでいないことは認識していますが、実際に土地を確保し、グループホームを整備している事例もあることから、身体障害者を含めた障害者グループホームの整備について計画事業に位置づけ、取り組んでいます。</p> <p>施設整備にふさわしい区有地等が出ましたら、障害者グループホームとしての活用や民間事業者への貸与について検討するほか、グループホームを運営する事業者に対し、運営費の一部補助を行うなど、区内の障害者グループホームの増設に向けて取り組んでまいります。</p>
31	団体	<p>地域における安定した暮らしの場の確保として、障害者向け住宅・グループホーム等の増設を要望する。</p>	障害福祉課 住宅課	2	<p>平成27年度竣工予定の区営碑文谷アパートにおいて障害者向け住戸を7戸確保するなど、一定の取り組みは行っていますが、障害をもつ人の住まいの確保は、引き続き取り組むべき課題の一つであると認識しています。</p> <p>住み慣れた目黒に住み続けるための障害者向け住宅やグループホームの整備を計画事業に位置づけて取り組んでまいります。</p>
32	議会	<p>グループホームや、重度身体障害者の施設が足りない。国公有地の活用なども取り入れ、施設の整備計画を進めること。</p>	障害福祉課 政策企画課	2	<p>区内のグループホームや障害者施設の整備が進んでいない現状は認識しています。</p> <p>国公有地をはじめ、地域の既存社会資源の活用を検討するなど、民間事業者の参入による施設の整備を促進していきます。</p>

整理番号	区分	意見(要旨)	所管	対応区分	検討結果(対応策)
33	議会	今後、特別支援学校を卒業する人が増え、就労する場が切実に求められる。一部通所施設の定員拡大が行われるが、それでも不足が予想される。就労の場でもある障害者の通所施設は、障害者が社会とかかわる重要な所でもある。さらなる増設計画を策定すること。	障害福祉課	2	障害をもつ人の日中活動の場の確保が喫緊の課題であることは認識しています。平成27年度に向けて、就労継続支援B型及び生活介護施設の定員拡大を予定していますが、今後も計画事業に位置づけ、国公有地等の活用を検討しながら、障害者施設の整備を支援してまいります。
34	個人	区有施設見直しにおいて、施設の複合化などが提唱されているが、コスト縮減効果だけが強調されている。複合化による高付加価値化を追求すべきである。	施設改革推進課	4	区有施設の見直しにおいては、できる限りサービス水準を維持しながら、財政負担を縮減するための対策が必要であり、限られた資源をいかに有効活用していくかが重要であると考えています。ご意見の趣旨は、今後、具体的な見直しに取り組む中で、検討・研究の課題とさせていただきます。
緊急時・災害時の対策に関すること					
35	団体	地域における安定した暮らしの場の確保として、緊急時、災害時の要援護者の支援の充実、福祉避難所の整備を要望する。	健康福祉計画課 障害福祉課	2	災害時における要配慮者支援や福祉避難所整備については、地域防災計画、災害時要配慮者支援プランに基づき都や関係機関と連携して支援策の充実を図っています。 なお、福祉避難所については、20か所の福祉施設等を指定しています。
36	議会	災害時一人での避難が困難な障害者に対しても、「自助」「共助」の意識を求め、啓発活動を実施するとしているが、それは誤りで削除すべきである。	障害福祉課	5	地域防災計画では、区と防災関連行政機関などの役割を整理し「自助」「共助」と「公助」の連携を柱としています。この考えのもと、障害者や高齢者など災害時に支援が必要な方に配慮した防災対策を推進してまいります。